

コンプライアンス（法令等遵守）の体制

コンプライアンスは、公共性が強く求められる銀行においては、いつの時代にあっても経営の原点です。

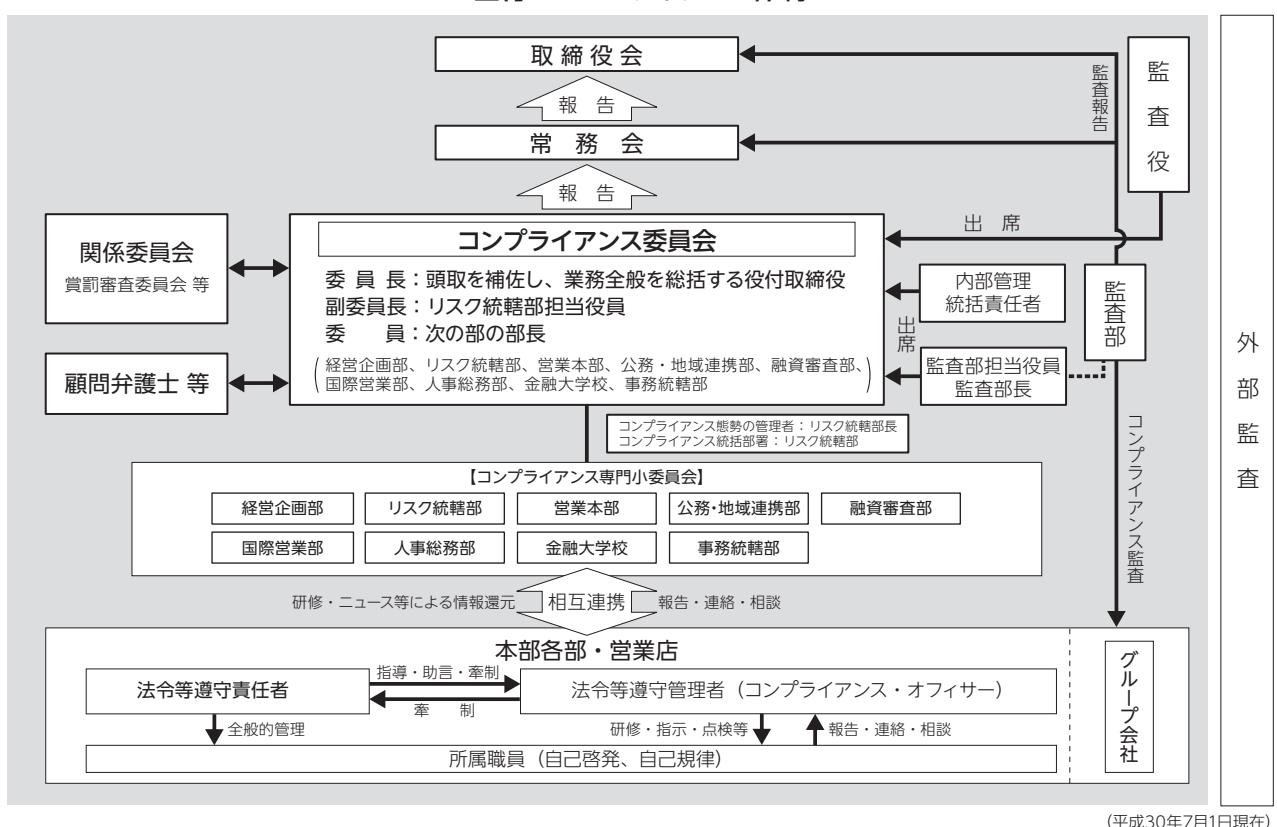
当行では、役職員一人ひとりの行動がみなさまから信頼され、支持されることによって、地域社会の方々と揺るぎない信頼関係を築き、「京都銀行は、安心と満足をもって長く付き合うことができる魅力ある銀行」と言われ続けるために、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け、その徹底をはかってまいりました。このため、頭取を補佐し、業務全般を総括する役付取締役を委員長とするコンプライアンス委員会においてコンプライアンス上の問題等を一元的に管理し、対応を行うなど、態勢の強化に

努めております。

コンプライアンスの実践については、年度毎に取締役会において「コンプライアンス・プログラム」を制定し、本プログラムに沿って各種施策を推進いたしております。

近年のマネー・ローンダリングやテロ資金供与の防止に向けた国際的要請を踏まえ、これらへの対応を重要な経営課題と位置付け、リスク統轄部を主管部として同部内に「マネー・ローンダリング対策室」を設置し、対策強化に取り組んでおります。また、「反社会的勢力に対する基本方針」を制定のうえ本方針に基づく態勢整備を行い、反社会的勢力との関係遮断に努めています。

当行のコンプライアンス体制



(平成30年7月1日現在)

私達の企業倫理と行動規範

当行役職員は、次の企業倫理・行動規範を共有し、日常業務の中で実践することによって、社会の皆様からの厚い信頼と信用を得、「地域社会の繁栄に奉仕する」という経営理念の実現に努めています。

I.企業倫理

- 1.信頼の確保
- 2.法令やルールの厳格な遵守（コンプライアンス）
- 3.お客様本位の実践
- 4.反社会的勢力との関係遮断
- 5.社会的責任の遂行
- 6.働きやすい職場環境の確保

II.行動規範

- 1.法令等の遵守（コンプライアンス）
- 2.約束の厳守
- 3.守秘義務の徹底
- 4.情報の不正利用の禁止
- 5.適正かつ高度な金融サービスの提供
- 6.お客様の立場に立った応対
- 7.公正な取引の確保
- 8.不適正な取引の排除
- 9.公私の別の明確化
- 10.接待・贈答等の規律厳守
- 11.健全な職場環境の維持
- 12.報告・連絡・相談の徹底
- 13.適正な情報開示
- 14.検査への積極的な協力
- 15.良き企業市民としての社会貢献

反社会的勢力に対する基本方針

当行は、反社会的勢力との関係を遮断するため、次の基本方針を遵守し、業務の適切性及び健全性の確保に努めます。

1.組織としての対応

- 2.外部専門機関との連携
- 3.取引を含めた一切の関係遮断
- 4.有事における民事と刑事の法的対応
- 5.裏取引や資金提供の禁止

*「私達の企業倫理と行動規範」、「反社会的勢力に対する基本方針」とともに本文を抜粋して掲載しております。詳しくは、当行ホームページをご覧ください。